

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心な市民生活の実現を確保するために必要な住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図ることを目的として、その普及に協力する事業所等の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅用火災警報器 消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2に規定する住宅用防災機器のことをいう。
- (2) 事業所等 住宅用火災警報器を取り扱う事業所、店舗等のことをいう。
- (3) 協力事業所 消防長が住宅用火災警報器の普及に協力する事業所等として認めた事業所等のことをいう。
- (4) 協力区分 協力事業所が行う販売、リース、訪問取付及び共同購入の可否を明確にした区分のことをいう。

(所管)

第3条 この事業の所管は、尾張旭市消防本部予防課とする。

(協力事業所の登録)

第4条 協力事業所に登録しようとする事業所等は、次条に規定する登録要件に適合していることを確認し、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録申込書（第1号様式）により消防長へ申し込むものとする。

(登録要件)

第5条 消防長は、前条に基づき申込みがあったときは、その内容を審査し、次に掲げる要件に全て適合していると認めるときは、協力事業所として登録を行うものとする。

- (1) 尾張旭市内の事業所等であること。
- (2) 尾張旭市消防本部が第8条の規定により協力事業所を公表すること及び各種広告媒体の活用により市民に情報提供することについて承諾していること。
- (3) 市民からの問合せに等に誠実に対応することができること。
- (4) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しないこと。

(登録決定通知書の交付)

第6条 消防長は、前条の規定により登録を行ったときは、協力事業所に対し尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（協力事業所が協力する事項）

第7条 協力事業所は、協力区分の事項のほか、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の普及促進のために、次に掲げる事項のうち実施可能な事項について協力するものとする。

- (1) 尾張旭市消防本部等が作成し、又は提供するリーフレット等の備付
- (2) 尾張旭市消防本部等が作成し、又は提供するポスター等の掲出
- (3) 店内放送
- (4) 映像放映
- (5) 折り込みチラシ等へのメッセージの掲載
- (6) その他、協力事業所が独自に実施するもの

（協力事業所の公表）

第8条 消防長は、協力事業所として次に掲げる事項をホームページ等により広く市民に公表するものとする。

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) F A X 番号
- (5) 協力区分
- (6) その他必要な事項

（登録事項の変更）

第9条 協力事業所は、登録内容を変更するときは、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録内容変更届（第3号様式）により、消防長に届け出るものとする。

（登録の廃止）

第10条 協力事業所は、登録を廃止するときは、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録廃止届（第4号様式）により、消防長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第11条 消防長は、協力事業所が偽りその他不正な手段により登録されたとき。又は次に掲げるいずれかに該当するなど、協力事業所として登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5条に規定する登録要件を満たさなくなったとき

(2) 営業している実態を明らかに確認できなくなったとき

(3) 協力事業所として継続することが適当でないと消防長が認めたとき

2 消防長は、前項により協力事業所として登録を取り消したときは、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、通知することが適当でないと消防長が認めるときはこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録申込書

年 月 日

尾張旭市消防長 殿

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申込みします。申込みに際しては、同第5条の登録要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

フリガナ			
事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			
電子メールアドレス			
協力区分	販売	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	リース	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	訪問取付	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	共同購入	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
事業所において、実施可能な啓発活動を選択してください。 ※実施可能なものに○をつけてください。		リーフレット等の備付	ポスター等の掲出
		店内放送	映像放映
		折り込みチラシ等へのメッセージの掲載	
		事業所が独自に実施するもの（内容を記載してください）	
備考			

- 1 太枠内の項目を公表します。ただし、備考欄の記載事項は、公表することが適当であると認める内容を公表します。
- 2 協力区分の対応に応じた特典等がある場合は、備考欄に記載してください。
なお、景品表示法等関連法令の遵守をお願いします。

第2号様式（第6条関係）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市消防長

貴事業所を尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所として登録したので、
下記のとおり通知します。

記

登録番号	第 号
事業所名	
所在地	
協力区分	
登録日	年 月 日
備考	

登録内容に変更が生じたときは、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録
内容変更届（第3号様式）により届け出ること。

第3号様式（第9条関係）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録内容変更届

年 月 日

尾張旭市消防長 殿

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

登録内容を変更したいので、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、同第5条の登録要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

フ	リ	ガ	ナ		
事	業	所	名		
所	在	地		〒	
電	話	番	号		
F	A	X	番	号	
電子メールアドレス					
協 力 区 分	販	売		<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	リ	ー	ス	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否	
	訪	問	取	付	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
	共	同	購	入	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
事業所において、実施可能な啓発活動を選択してください。 ※実施可能なものに○をつけてください。			リーフレット等の備付		ポスター等の掲出
			庁内放送		映像放映
			折り込みチラシ等へのメッセージの掲載		
			事業所が独自に実施するもの（内容を記載してください）		
備		考			

- 1 全ての項目について、変更後の内容を記載してください。
- 2 太枠内の項目を公表します。ただし、備考欄の記載事項は、公表することが適当であると認める内容を公表します。
- 3 協力区分の対応に応じた特典等がある場合は、備考欄に記載してください。
なお、景品表示法等関連法令の遵守をお願いします。

第4号様式（第10条関係）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録廃止届

年 月 日

尾張旭市消防長 殿

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

協力事業所としての登録を廃止したいので、尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
フリガナ	
事業所名	
所在地	〒
電話番号	
備考	

第5号様式（第11条関係）

尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市消防長

貴事業所の尾張旭市住宅用火災警報器普及協力事業所としての登録を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

事業所名	
所在地	
登録取消日	年 月 日
備考	